

## 在宅勤務等手当の新設について

国においては、テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、在宅勤務等手当を新設し、令和6年度から、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員に支給することとされたところである。

本市においても、地方自治法の改正等を踏まえ、在宅勤務等手当を新設することとし、実施案を作成したので次のとおりお示しする。

### 1 支給対象

全職員

ただし、日額及び時間額の会計年度任用職員については支給対象外とする。

### 2 支給要件

以下全てを満たすテレワークを命ぜられた職員に対して支給

- ・ 職員の住居その他これに準ずる場所において勤務すること
- ・ 所定の勤務時間（休暇により勤務しない時間その他これに準ずる時間を除く。）の全部を勤務すること
- ・ 3月以上の期間について1箇月当たり平均10日を超えること

### 3 支給額

月額 3,000 円

### 4 その他

在宅勤務等手当を支給される職員については、通勤手当に関し以下のとおり所要の措置を講ずる。

- ・ 交通機関等を利用するもの  
→交代制勤務に従事する職員等に準じて通勤手当を支給
- ・ 自転車等を利用するもの  
→100分の50を乗じて得た額を減じた額を通勤手当として支給

### 5 実施時期

令和6年4月1日実施

## 育児職免の拡充について

仕事と育児の両立支援にかかる環境を整備するため、職務に専念する義務の特例に係る取扱いのうち「育児職免」について、次のとおり改正します。

### <改正内容>

- ・対象となる子の年齢

改正前：小学校就学まで

改正後：小学校6年生まで

- ・承認期間（時間）

改正前：30分以内

改正後：120分以内

※学童保育に託児している子等を迎えに行く場合の取扱いについて

改正後の取扱いに包含されるため、削除

### <実施時期>

- ・令和6年2月1日

## フレックスタイム制の導入について

フレックスタイム制の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保に資するものであり、ひいては職員のエンゲージメントを高め、公務能率の向上や多様な有為の人材確保につながるものであるとの認識のもと、「働き方改革実施方針」に基づく取り組みとして以下のとおり実施する。

### <フレックスタイム制とは>

公務の運営に支障がないと認める範囲で、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、単位期間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように当該職員の勤務時間を割り振る制度

### <制度内容>

#### 1. 対象

全職員（交代制勤務、再任用短時間勤務、会計年度任用職員を除く。）

#### 2. 割振りの単位（清算期間）

1週間

#### 3. コアタイム

11時から15時30分まで（休憩時間を含む）

#### 4. フレックスタイム

7時から20時まで（15分単位）

#### 5. 休憩時間

1日の勤務時間が8時間を超える場合は、勤務時間の途中に合計60分の休憩を設ける。

#### 6. 開始日及び終了日

開始日は月の初日とし、終了日は月の末日とする。

#### 7. 申請の期間

1月以上かつ3月までとする。ただし、3月31日を超える場合は当該日を期間の末日とする。なお、期間の終了日の翌日を開始日として申請することは妨げない。

## 8. 申請期日

開始日の前日の1か月前の日

## 9. 解除又は変更

公務運営へ支障が認められる場合は、職員へ予告した日の属する週の翌々週の末日をもって勤務時間の割振りを解除又は変更する場合がある。ただし、職員の同意を得てこれと異なる日とすることは妨げない。

なお、職員が退職又は休業するとき、若しくは、休職又は停職を命ずるときは、事実発生日の前日（退職の場合は当該退職の日）をもって勤務時間の割振りを解除する。

## 10. 勤務条件関係（特記事項）

### (1) 時間外勤務命令

職員が希望する場合は、予め当該時間外勤務を行う日の勤務時間を延長し、単位期間内の別の日の勤務時間で調整することができる。以下、一時的に行う調整のことを「勤怠調整」という。

### (2) 出張命令

1日に割振られた時間のすべてを出張する場合は、当該出張の日の勤務時間を7時間45分とし、勤怠調整を行う。

### (3) 年次休暇等

ア 1日に割振られた時間のすべてに対して年次休暇等を取得する場合は、当該日の勤務時間を7時間45分とし、勤怠調整を行う。

イ 1日を単位とする休暇等を取得する場合は、当該日の勤務時間を7時間45分とし、勤怠調整を行う。

### (4) 超過勤務手当

割振られた勤務時間が7時間45分未満の場合であっても、所定勤務時間を超えた時間に対しては割増単価によって超過勤務手当を算定し、割振られた勤務時間が7時間45分を超える場合であっても、所定勤務時間内であれば超過勤務手当は支給しない。

## <実施時期>

令和6年4月から

## 夏季休暇の改正について

国家公務員に適用される勤務条件との均衡を考慮し、夏季休暇について次のとおり改正する。

### <改正内容>

#### ・取得期間の改正

現行 7月1日から9月30日

改正後 7月1日から9月30日

ただし、業務の都合により当該期間内に休暇を使用することが困難な状況にある場合にあっては、管理監督者の承認を得て、6月1日から10月31日の期間に休暇を使用することができるものとする。

### <実施時期>

- ・令和6年6月1日（規則改正は令和6年4月1日を予定）